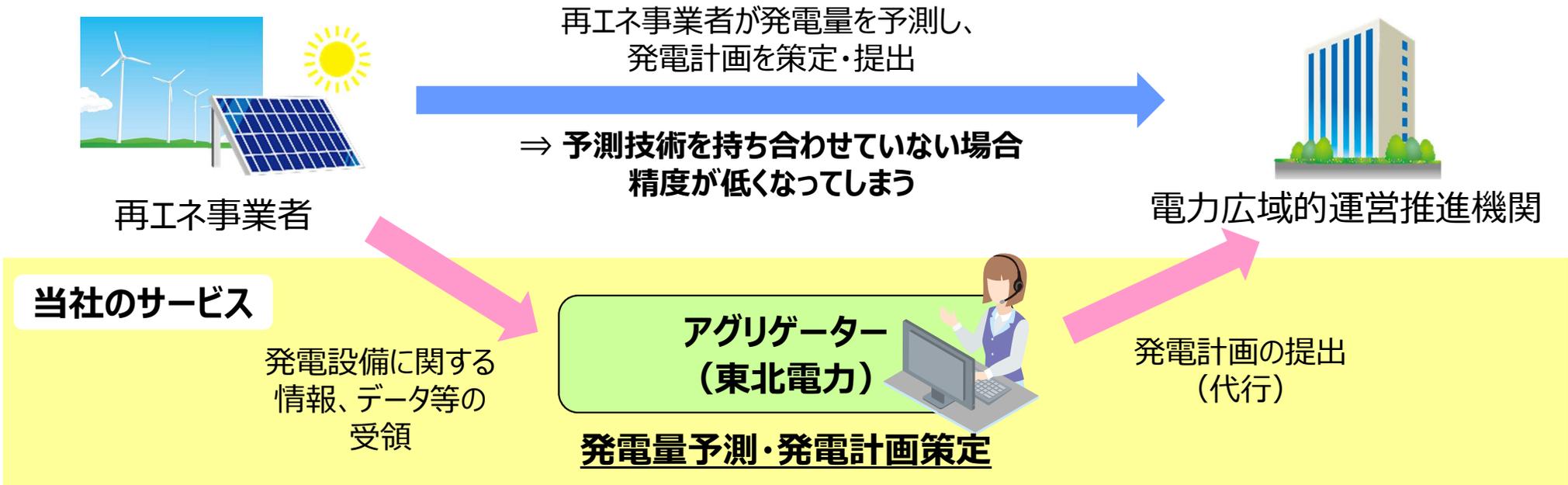


再生可能エネルギーアグリゲーション事業について

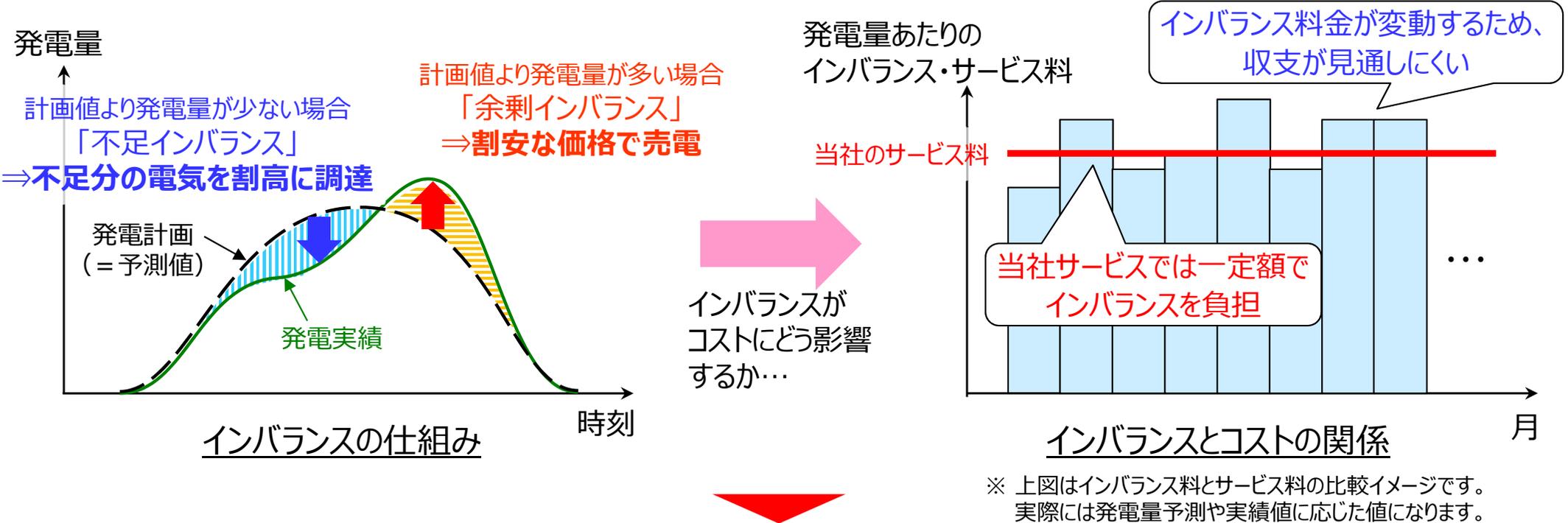
2022年7月1日
東北電力株式会社

- F I P 制度では、再エネ事業者は発電量を予測したうえで発電計画を策定し、電力広域的運営推進機関に提出することが求められます。
- 発電計画と実際の発電量に差が生じた場合、その差に応じたインバランス料金が発生するため、より精度の高い発電量予測が必要となります。
- 自然条件によって発電量が大きく変動する再エネの発電量予測には、経験やノウハウが必要となるため、当社が代行することで、精度の高い発電計画の策定が可能になります。



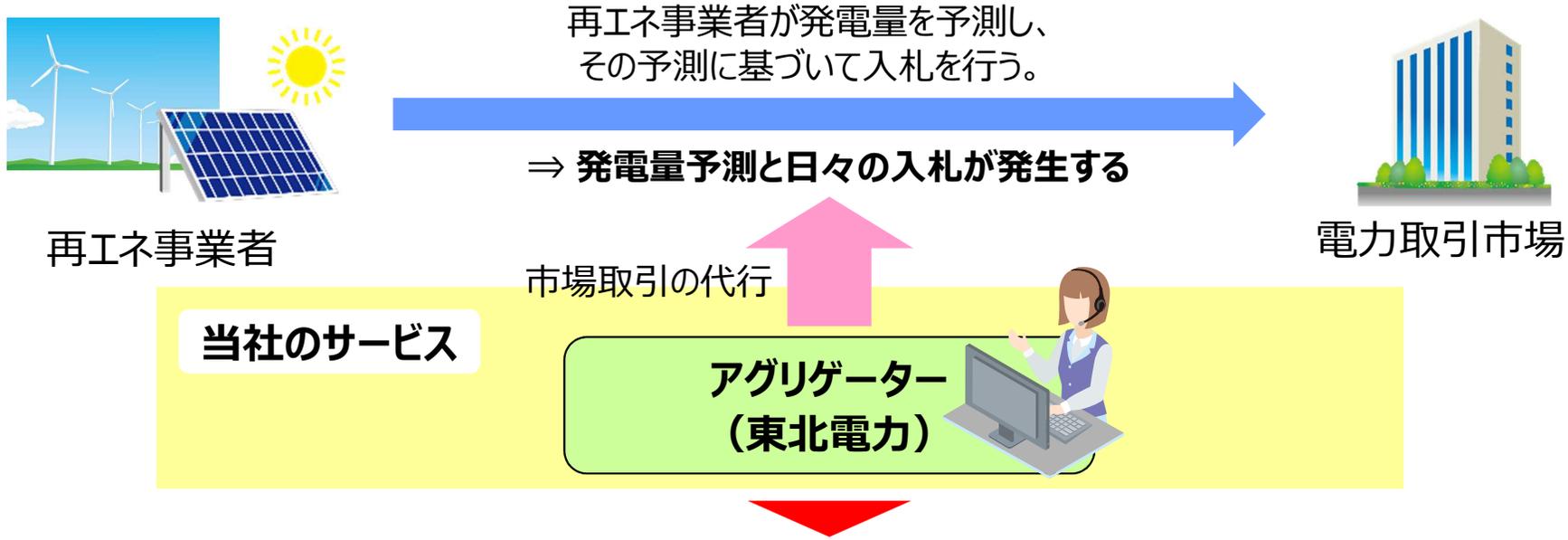
再エネ事業者に代わり、当社が精度の高い発電計画を策定することで、
発生する**インバランスを低減させます。**

- F I P 制度では、卸電力取引市場や相対取引で売電をするため、発電計画と実際の発電量を一致させる必要があります。（計画値同時同量）
- 発電計画と実際の発電量が一致しない場合、不足時は足りない電気を割高な価格で調達する必要があり、余剰時は通常より割安な価格で売電することになります。
- 当社は再エネ事業者に代わり高精度な発電量の予測を行いますが、それでも発生してしまうインバランス料金を当社が負担いたします。



お客さまに一定のサービス料金をお支払いいただいた上で、インバランス料金を当社が負担することにより、
収支の見通しが立てやすくなります。

- 再エネ事業者が発電した電力を市場で売電するためには、発電量予測に基づいて取引量を決定し、市場での入札を行うなどの日々の業務が必要になります。
- こうした電力取引に関する日々の業務を当社が代行いたします。



当社が市場での取引を代行することで、日々の入札など市場取引の手間を省くことができ、**F I T 同様、発電しているだけで売電することができます。**

これらの他、自己託送^{※1}やオフサイトPPA^{※2}をご検討のお客さまにも、発電量の予測をはじめとした再エネアグリゲーションサービスをご提供いたします。ぜひ当社にご相談ください。

※1 遠隔地にある自社の発電設備で発電された電気を、一般送配電事業者の送配電網を通じて、別の場所にある自社の施設へ送電すること。
※2 需要家が発電事業者と契約を締結して電力を購入することをP P A (Power Purchase Agreement) といひ、遠隔地に設置した発電設備から小売電気事業者を介して電力を供給することをオフサイトP P Aといひ。

- 2022年4月から、電気事業法改正により新たに「特定卸供給事業者」が位置付けられました。
- 特定卸供給事業とは、お客さまのエネルギーリソースによる発電や放電、あるいは需要の抑制によって集約した電気を、小売電気事業者など他の電気事業者へ卸供給することです。
- 当社は特定卸供給事業の届出を行い、2022年7月に特定卸供給事業者（アグリゲーター）となりました。

